

電力供給契約単価表

項目	単価 (税込)
基本料金 (円 / kW)	円
電力量料金 (円 / kWh) 夏季 (7月から9月まで)	円
電力量料金 (円 / kWh) その他季 (夏季以外)	円

注1) 上記、それぞれの単価は、各施設共通単価とする。

注2) 夏季は7月1日から9月30日までの期間で、その他季は夏季以外の期間である。

注3) 上記に含む税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

電力供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の内訳書、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書並びにこれらの図書に準ずるものをいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、受注者は、この約款及び仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、発注者の供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその契約代金を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
 - 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 8 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。
 - 9 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約代金)

- 第2条 第1条第2項に規定する契約代金とは、契約電力に基本料金単価を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額を加算した額（本体料金）に、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を加えた金額とする。
- 2 前項の基本料金は契約基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

- 3 第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件による。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

第4条 受注者は、契約の履行に当たり、仕様書等の表示が明確でないこと若しくは供給場所の状態、履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の供給場所の状態が一致しないこと等を発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項の事実を発見した場合は、受注者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、前項の規定による調査について、受注者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に受注者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者及び受注者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、発注者は、必要があると認められるときは供給期間又は契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第6条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認め

るときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、供給期間又は契約代金を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第7条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは供給場所の状態が変動したため、受注者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の短縮)

第8条 発注者は、特別の理由により供給期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、供給期間の短縮を求めることができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の変更の方法)

第9条 第4条第5項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第3項、前条第1項の規定による供給期間の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、供給期間を変更し、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(契約代金等の変更の方法)

第10条 第4条第5項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第2項の規定による契約代金の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- 3 第4条第5項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第2項、第12条第4項、第13条ただし書の規定により発注者が負担する費用の額については、

発注者受注者協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金の変更)

第11条 特別な要因により供給期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金が不適當になったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金の変更を求めることができる。

- 2 予期することのできない特別の事情により、供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金の変更を求めることができる。
- 3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。
- 4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第13条 契約の履行について生じた損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。第14条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、当該損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 契約の履行について第三者に損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により

生じたものについては、発注者がこれを負担しなければならない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち電力の供給に付帯する工事の施行等につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協議してその処理解決に当たるものとする。

（契約代金の変更に代える仕様書等の変更）

第15条 発注者は、第4条第5項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第2項、第10条第1項若しくは第2項、第12条第4項又は第13条の規定により契約代金を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更の内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、仕様書等の変更の内容を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

（使用電力量等の計量）

第16条 計量日は、一般送配電事業者が定める日とし、受注者は、一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法により、発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。
- 3 計量器の故障又は受注者の責めによって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、発注者受注者協議して使用電力量等を算定するものとする。

（契約代金の支払）

第17条 受注者は、前条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、発注者に供給済の電力量等に相応する契約代金の支払いを仕様書等に定めるところにより1月毎に請求することができる。

- 2 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に供給済の電力量等に相応する契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として期間満

了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、年2.7%を乗じて計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(供給の保証にかかる費用の負担)

第18条 受注者が一般送配電事業者との接続供給契約により電力の供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務（発注者の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。）は、受注者が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第19条 発注者は、供給された電力に瑕疵があるときは、受注者に対して、当該瑕疵の修補又は当該の修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該瑕疵が重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、発注者は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該電力の供給を受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、瑕疵担保期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 第1項の規定は、供給された電力の瑕疵が発注者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約が履行されなかった場合における損害の負担)

第20条 受注者の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を負担しなければならない。

2 受注者の所有する設備管理上の瑕疵等、受注者の責めに帰すべき理由により電気の供給が不能となった場合においても、受注者は代替手段をもって供給を継続するものとする。また、それらに掛る費用は受注者の負担とする。

(談合等不正行為に対する措置)

第20条の2 受注者は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条

第4項の審決が確定したとき（受注者が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）。

- (2) 受注者が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項（注4）の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は受注者が当該訴えを取り下げたとき。
 - (3) 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による電力の供給が完了した後においても同様とする。

（発注者の解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料

の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 第23条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によって契約を解除したとき、契約解除による損害を発注者が受けたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。

3 第1項の規定によって、この契約が解除された場合においては、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、受注者は、契約代金（供給済の電力量等があるときは、これに相応する契約代金相当額を控除した額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第21条の2 発注者は、この契約に関して、受注者が第20条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第22条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第21条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第23条 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 発注者は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(相 殺)

第25条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第26条 この約款及び仕様書等について疑義が生じた場合には、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

(補 則)

第27条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。